

4 会社の機関

- ① 株式会社は、会社の機関として株主総会と取締役を必ず置かなければならない。これ以外の機関は、定款で定めることにより置くことができる。
- ② 整備法施行前から存する株式会社では、原則として、株主総会、取締役、取締役会、監査役が会社の機関となる。

1 機関と定款の定め

(1) 定款の定めによる機関の設置

会社法は、会社の機関の設置については定款自治の拡大を図り柔軟な態度をとり、株主総会と取締役を必ず置かなければならないものとしたが（会社295・326①）、それ以外の機関（取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会または指名委員会等）は定款で定めることにより、置くことができるものとした（会社326②）。

また、会社法は、株式会社に一定の機関を置くことを義務づけている場合もある。会社法である機関を置くことを義務づけられている場合には、当該機関を置く旨を定款で定めなければならない（会社326②）。

(2) 設置が義務づけられている機関

会社法で設置を義務づけている機関は、次のとおりである（会社327）。

- ① 次に掲げる株式会社は、取締役会を置かなければならない。
 - a 公開会社
 - b 監査役会設置会社

- c 監査等委員会設置会社
d 指名委員会等設置会社
- ② 取締役会設置会社（監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社を除く）は、監査役を置かなければならない。ただし、公開会社でない会計参与設置会社については、必ずしも監査役を置く必要はない。
- ③ 会計監査人設置会社（監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社を除く）は、監査役を置かなければならない。
- ④ 監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社は、監査役を置くことができない。
- ⑤ 監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社は、会計監査人を置かなければならない。
- ⑥ 指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置くことができない。
- ⑦ 大会社であって、かつ公開会社（監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社を除く）は、監査役会および会計監査人を置かなければならない（会社328①）。
- ⑧ 公開会社でない大会社は、会計監査人を置かなければならない（会社328②）。
- (3) 機関設置の登記

株式会社は、株主総会および取締役以外の機関の設置状況を登記しなければならないとされている（機関の設置状況とは関係なく、取締役の氏名は登記すべき事項とされている）（会社911③）。

<商業登記記録例>

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社

監査役会設置会社 に関する事項	監査役会設置会社
--------------------	----------

(注) 上記の機関が設置された場合に登記される。

2 機関設計のモデル

株式会社は、公開会社または大会社に該当するか否かの区分に応じ、次の機関設計のいずれかを採用することができる（会社327・328参照）。また、(1)の④を除き、いずれにあっても、定款の定めにより会計参与を置くことができる。なお、(1)⑩、(2)⑥、(3)⑤、(4)③の特別取締役は、会社法399条の13第5項に規定する場合または同条第6項の規定による定款の定めがある場合を除く。

(1) 公開会社でない大会社以外の会社

- ① 株主総会＋取締役
- ② 株主総会＋取締役＋監査役（監査の範囲を会計に関するものに限定することもできる）
- ③ 株主総会＋取締役＋監査役＋会計監査人
- ④ 株主総会＋取締役会＋会計参与（＋特別取締役）
- ⑤ 株主総会＋取締役会＋監査役（監査の範囲を会計に関するものに限定することもできる）（＋特別取締役）
- ⑥ 株主総会＋取締役会＋監査役＋監査役会（＋特別取締役）
- ⑦ 株主総会＋取締役会＋監査役＋会計監査人（＋特別取締役）
- ⑧ 株主総会＋取締役会＋監査役＋監査役会＋会計監査人（＋特別取締役）
- ⑨ 株主総会＋取締役会＋指名委員会等＋会計監査人
- ⑩ 株主総会＋取締役会＋監査等委員会＋会計監査人（＋特別取締役）

(2) 公開会社である大会社以外の会社

- ① 株主総会＋取締役会＋監査役（＋特別取締役）

- ② 株主総会 + 取締役会 + 監査役 + 監査役会 (+ 特別取締役)
 - ③ 株主総会 + 取締役会 + 監査役 + 会計監査人 (+ 特別取締役)
 - ④ 株主総会 + 取締役会 + 監査役 + 監査役会 + 会計監査人 (+ 特別取締役)
 - ⑤ 株主総会 + 取締役会 + 指名委員会等 + 会計監査人
 - ⑥ 株主総会 + 取締役会 + 監査等委員会 + 会計監査人 (+ 特別取締役)
- (3) 公開会社でない大会社
- ① 株主総会 + 取締役 + 監査役 + 会計監査人
 - ② 株主総会 + 取締役会 + 監査役 + 会計監査人 (+ 特別取締役)
 - ③ 株主総会 + 取締役会 + 監査役 + 監査役会 + 会計監査人 (+ 特別取締役)
 - ④ 株主総会 + 取締役会 + 指名委員会等 + 会計監査人
 - ⑤ 株主総会 + 取締役会 + 監査等委員会 + 会計監査人 (+ 特別取締役)
- (4) 公開会社である大会社
- ① 株主総会 + 取締役会 + 監査役 + 監査役会 + 会計監査人 (+ 特別取締役)
 - ② 株主総会 + 取締役会 + 指名委員会等 + 会計監査人
 - ③ 株主総会 + 取締役会 + 監査等委員会 + 会計監査人 (+ 特別取締役)

3 旧株式会社の機関の取扱い

(1) 旧商法における機関

旧商法（明治32年法律48）の規定による株式会社であつて、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という）の施行の際現に存するもの（以下、「旧株式会社」という）は、整備法の施行日以後は、会社法の規定による株式会社（以下、「新株式会社」という）として存続する（整備66①）（注1）。

旧株式会社では、会社の機関として株主総会、取締役、取締役会および監査役は必ず置かなければならないものとされていた（旧商230ノ10・255①・260・273参照）。このような機関を設けていた旧株式会社が、整備法の施行と同時に、会社の機関が株主総会と取締役のみとなる（会社295・326①）ことは、会社の継続性および安定性を害することとなる。したがって、旧株式会社については、次の(2)のような取扱いがされる。

(2) 機関の取扱いの経過措置

旧株式会社の機関については、次のような経過措置が設けられている（旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律上の大会社およびみなし大会社については、整備法第1章第4節を参照）。この経過措置については、特に期限は設けられていない。

- ① 定款 旧株式会社の定款は、新株式会社の定款とみなされる（整備66②）。
- ② 株式譲渡制限 旧株式会社の定款に株式譲渡制限の定め（旧商法204条1項ただし書の規定による定め）がある場合は、新株式会社の定款には、その発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について新株式会社の承認を要する旨の定めがあるものとみなされる（整備76③）。
- ③ 取締役会・監査役 新株式会社（指名委員会等設置会社を除く）の定款には、取締役会および監査役を置く旨の定めがあるものとみなされる（整備76②）。
- ④ 旧株式会社の登記 旧商法の規定による旧株式会社の登記は、会社法の相当規定による新株式会社の登記とみなされる（整備113①）。
- ⑤ 取締役会設置会社の登記 整備法66条1項前段の規定により存続する株式会社については、整備法の施行日に、その本店の所在地において、取締役会設置会社である旨の登記がされたものとみなされる（整備113②。登記官による職権登記事項（整備135一））。

⑥ 監査役設置会社の登記 整備法66条1項前段の規定により存続する株式会社（旧株式会社について指名委員会等設置会社である旨の登記がある場合を除く）については、整備法の施行日に、その本店の所在地において、監査役設置会社である旨の登記がされたものとみなされる（整備113③。登記官による職権登記事項（整備135二））。

(3) 新株式会社となった会社の機関設計

前述(2)の経過措置が設けられているので、旧株式会社から新株式会社となった会社の機関は次のようになる（機関設計は整備法施行前と変わらない）。

株主総会＋取締役＋取締役会＋監査役

この機関設計は、株主総会の特別決議（注2）で定款を変更することにより、公開会社または大会社に該当するか否かの区分に応じ、前述2のいずれかのタイプを採用することもできる。

（注1） 整備法上「新株式会社」とは、旧株式会社および整備法75条の規定により従前の例により施行日以後に設立された株式会社、整備法36条の規定により従前の例による合併により施行日以後に設立された株式会社ならびに整備法105条本文の規定により従前の例による合併（合併により会社を設立する場合に限る）、新設分割および株式移転により施行日以後に設立された株式会社のことをいうが（整備66②参照）、本書では特に断らない限り、本文でいう株式会社（整備66①前段）のみを指す。

（注2） 特別決議（会社309②）＝当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3分の1以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行う。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることも可能である。

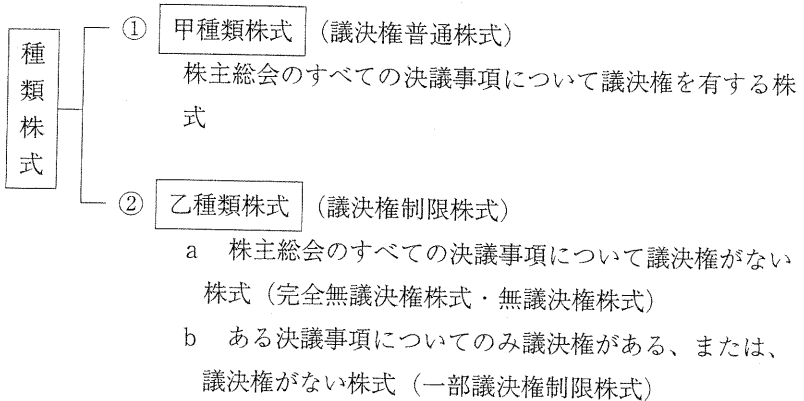
③ 議決権制限株式

- ① 議決権制限株式には、議決権を与えない完全無議決権株式（単に「無議決権株式」ともいう）、議決権の行使について特定事項の決議についてのみ制限をする一部議決権制限株式とがある。
- ② 議決権制限株式を発行することにより、オーナー株主は、遺言で、議決権ある株式を企業承継者に相続させ、企業の承継者でない者については無議決権株式を与えることができる。

1 議決権制限株式の内容

(1) 株式の内容

株式会社は、株主総会において議決権を行使することができる事項につき異なる定めをした、内容の異なる株式を発行することができる（会社108①三）。例えば、①ある種類の株式（甲種類株式）は、株主総会のすべての決議事項について議決権を有するが（議決権普通株式）、②他の種類株式（乙種類株式）は、株主総会の一切の決議事項について議決権がない（完全無議決権株式または単に無議決権株式）、あるいは、一定の事項についてのみ議決権がある、もしくは一定の事項についてのみ議決権を有しないとすることができる（一部議決権制限株式）。この②の株式を、議決権制限株式という（会社115）（注1）。



(2) 発行数の制限

公開会社の場合には、議決権制限株式の数が発行済株式総数の2分の1を超えるに至ったときは、株式会社は、直ちに、議決権制限株式の数を発行済株式の総数の2分の1以下にするための必要な措置をとらなければならない(会社115)。この措置とは、当該株式会社が議決権制限株式を取得して消却するとか、議決権普通株式を発行するとかが考えられる。

公開会社でない会社では、議決権制限株式の発行総数の発行済株式総数に占める割合の制限はない。

(注1)① 会社法115条は、株主総会において議決権を行使することができる事項について制限のある種類の株式を、「議決権制限株式」としている。

② 議決権制限株式には役員(取締役・会計参与・監査役)・清算人に対する解任の訴え(会社854・479)、また、完全無議決権株式には帳簿閲覧権(会社433)等の少数株主権の行使が認められている。

2 企業承継と議決権制限株式の活用

議決権制限株式には1で述べたように、全く議決権がない株式＝完全無議決権株式（以下「無議決権株式」という）と、一部の議案について議決権がない株式、または、一部の議案について議決権がある株式＝一部議決権制限株式とがあるが、以下において「議決権制限株式」とは「無議決権株式」を指すものとする。

(1) 株式の相続例

オーナー株主が死亡した場合、その所有する株式は、その共同相続人に相続される。相続人が2人以上の場合には株式承継について、分割方法、遺留分減殺請求権の行使等の問題が生じ、相続株式が分散した場合には、企業承継者が相続株式の過半数を確保することが困難となる。

相続発生後において、このような事態を回避するために議決権制限株式の活用が考えられる。議決権制限株式を導入する必要性を、次の2つの設例で考えてみる。

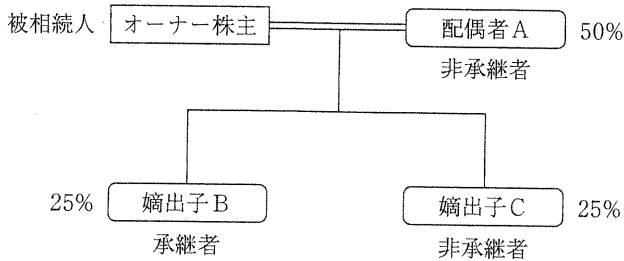
【設例1～法定相続分または遺産分割協議による場合】

① 法定相続分による場合

オーナー株主が株式会社の株式全部を有するにおいて、その法定相続人が配偶者（企業を承継しない者）A、嫡出子・企業承継者B、嫡出子（企業を承継しない者）Cの3人の場合において、遺産分割協議が成立しないために法定相続分で相続株式を承継した場合には、Aは2分の1（50%）、Bは4分の1（25%）、Cは4分の1（25%）の割合で株式を共有することになる（民900一・四本文）（この場合は、会社法106条の規定によって、株式の権利行使者1名を選定しなければならない）。

この結果、企業の承継者Bは、当該会社の全議決権数の過半数を制することができないことになる（発行済株式の全部が議

決権がある場合)。



② 遺産分割協議による場合

共同相続人間で遺産全部の分割の合意が成立しないために、とりあえず相続株式についてのみ法定相続分の割合によって遺産分割を成立させれば、相続株式は各共同相続人の単独所有となり、前掲①の法定相続分による株式の共有の場合と異なり、株式の権利行使者を定める必要はない。しかし、前掲①の相続人A・B・Cの設例でいえば、法定相続分の割合による遺産分割協議の成立を前掲とする限り、企業承継者Bが、議決権の過半数を制することはできない。

【設例2～遺言による場合】

遺言によって、オーナー株主が有する株式の全部を企業の承継者Bに相続させたとしても、オーナー株主の配偶者Aおよび嫡出子Cから遺留分減殺請求権を行使された場合には、当該株式は、A 8分の2、B 8分の5、C 8分の1の割合（後掲〔遺留分の計算〕を参照）による共有株式になると解される（形成権・物権的效果説（最判平8・1・26民集50・1・132））。したがって、会社法106条の規定によって、株式の権利行使者1名を選定する必要が生じ、当該株式の遺産分割協議が成立するまでは、企業承継者Bが自由に議決権を行使することができない状態となる。

[遺留分の計算]

配偶者Aの遺留分 $1/2 \times 1/2 = 1/4 = 2/8$

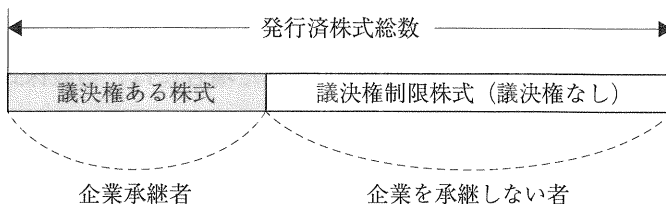
嫡出子Cの遺留分 $1/2 \times 1/2 \times 1/2 = 1/8$

(注) 遺留分の計算については1362/36頁「**[7]** 遺留分」を参照。

(2) 議決権制限株式と遺言の利用

上記例のように株式の所有割合が企業承継者よりも、非承継者のほうが過半数を占めていても、オーナー株主の生前において議決権制限株式を作出すれば、企業承継者の議決権の確保が可能となる。これは、オーナー株主が有する普通株式（譲渡制限株式であってもよい）のうち、ある程度の株数を議決権制限株式とし、残りの株式を議決権制限株式とする方法である。

具体的には、遺言で、企業承継者Bには議決権がある株式を相続させ、これ以外の残る議決権制限株式を非承継者に相続させる。このように遺言すれば、企業承継者は議決権ある株式全部を相続（承継）し、他の者は株式は相続するが議決権は行使できないことになる。なお、議決権制限株式を取得することとなる相続人の不満を抑えるために、この議決権制限株式に剰余金の配当優先権を持つ権利を付加することも考えられる（会社108①一）。



3 議決権制限株式の発行手続

単一株式発行会社が議決権制限株式を発行するためには、次の3つの方法が考えられる。

(1) 既発行株式の一部を議決権制限株式（無議決権株式）に変更する

この方法は、既に発行されている普通株式（譲渡制限株式であって議決権がある株式）の一部を議決権制限株式（本例では無議決権株式）に変更し、残余は従来どおりの普通株式（譲渡制限株式であって議決権がある株式）に留めるものである。したがって、株式の払込みを要しないので株主に資金的な負担を負わせるものではない。なお、既存の普通株式の一部を議決権制限株式とする比率は、当該株式会社の経営権の承継をしない者が有する法定相続分、または、その者が有する遺留分の割合等を基準として議決権制限株式の数を定めることができよう。

普通株式（譲渡制限株式であって議決権がある株式）のみを発行している株式会社が、その発行済株式の一部を議決権制限株式（譲渡制限株式であって議決権がない株式）に変更するためには、次の手続をとらなければならない。

ア 種類株式の発行を定めるための株主総会の定款変更決議

種類株式を発行するためには、①種類株式の内容（a株主総会において議決権を行使することができる事項、および、b当該種類の株式につき議決権の行使の条件を定めるときは、その条件）、ならびに、②発行可能種類株式総数を定款で定めなければならない（会社108②）。

この定款変更の決議は、株主総会の特別決議で行う（会社466）。特別決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3分の1以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出

席した当該株主の議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない（なお、前掲の決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めている場合には、その定めに従う）（会社309②十一）。

イ 総株主の同意

既存の株式の一部を内容の異なる他の株式に変更するためには、上記アの株主総会の特別決議のほかに、①株式会社と議決権制限株式への変更を希望する株主との合意、および、②当該変更前の内容の株式の株主（株式の内容が変更しない株主）にとどまる者全員の同意が必要になるものと解される（登記研究編集室編『商業登記書式精義 全訂第四版』424頁（テイハン、2008年）。昭50・4・30民四2249参照）（注2）。

<昭50・4・30民四2249民事局長回答>

〔要旨〕 普通株式を優先株式に変更することの可否について

発行済の普通株式を優先株式に変更するには、会社と優先株式への変更を希望する株主との合意及び他の普通株式にとどまる株主全員の同意があれば足り、変更登記の申請書には、右の合意および同意があったことを証する書面を添付する。

〔照会〕

甲会社は、従前の定款では普通株式のみを発行する旨を定めておりましたが、今回、優先株式をも発行し得る様定款変更を行ない、左の規定を設けました。

第6条 当社の発行する株式の総数の内2,700万株を普通株式とし、900万株を次の内容を有する優先株式とする。

- 1 優先株式は、毎決算期において普通株式に先だち、額面金額に対して年15%の利益配当を受ける。なお、残余があるときは

普通株式に対して優先株式と同率に至るまで配当をなし、優先株式及び普通株式に対して平等に1株当たり同率の配当をする。

- 2 当該決算期における優先配当金額が、前号の優先配当金額に達しないときであっても、次期以降の決算期においてその不足額を補填しない。
- 3 優先株式の株主は、その額面金額に達するまで普通株式の株主に優先して残余財産の分配を受けるものとする。
- 4 優先株式は、議決権のない株式とする。

そして、会社は既発行の普通株式1,400万株の内100万株を当該株主との合意に基づき、優先株式に変更したいと希望しています。しかし、既発行の普通株式を優先株式に変更する手続については、商法上規定がなく先例も見当りませんので、その事項について意見を伺いたく、回答をお願い致します。

第1 既に発行済の普通株式を優先株式に変更する事は可能か。

第2 右第1が可能とすれば、その手続如何。

尚、前記事項につき、

第1については可能。

第2については、会社と優先株式への変更を希望する株主との合意及び他の普通株主全員の同意があれば足り、登記申請には右合意及び同意のあったことを証する書面を添付すれば十分と思量いたします。(以上)

[回答] 貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。

(注2) イ②の要件については、「株式の内容の変更に応ずる株主が不利益を受けるのみで、これと同一書類に属する他の株主の「不利益が全くない」場合には、論理的には不要であろう(略)が、実務的には、種類株式の内容は複雑であり、不利益が全くないとい

えるかどうか微妙なことから、紛争防止の観点からその同意を得るよう努めるべきであろう。」という見解がある（松井信憲『商業登記ハンドブック』243頁（商事法務、2007年））。

なお、堀恩恵「分離型新株引受権付社債における社債の全部償還後の新株引受権の行使期間の変更登記の可否」（商事法務1534号106頁）は、新株引受権の行使期間延長は新株引受権者の不利益になるものではないので、現存する総新株引受権者の同意が必要であるとは必ずしもいえないとしている。

(2) 全株主に無議決権株式の株式無償割当てをする

この方法は、現在の株主（たとえば、譲渡制限株式であって議決権がある株式を有している株主）の全員に対して、無償で議決権制限株式（本例では無議決権株式）を割当てする方法である（会社185）。この方法は、株主に出资を求めないので、株主の費用的負担はない。全株主に無議決権株式の株式無償割当てをする手続は次のとおりである。

ア 種類株式の発行を定めるための株主総会の定款変更決議

種類株式を発行するためには、①種類株式の内容（a 株主総会において議決権を行使することができる事項、および、b 当該種類の株式につき議決権の行使の条件を定めるときは、その条件）、ならびに、②発行可能種類株式総数を定款で定めなければならない（会社108②）。

この定款変更の決議は、株主総会の特別決議で行う（会社466）。特別決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3分の1以上の割合を定款で定められた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出

席した当該株主の議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない（なお、前掲の決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めている場合には、その定めに従う）（会社309②十一）。

イ 株式無償割当ての決議

株式無償割当てに関する事項の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会設置会社にあつては取締役会の決議、取締役会非設置会社にあつては株主総会の普通決議によって行う（会社186）。株式無償割当ての手續については、1359頁の「5 株式無償割当て」を参照。

(3) 第三者割当ての方法で無議決権株式を発行する

ある特定の者に議決権制限株式（本例では無議決権株式）を発行する方法である（会社199）。株主が2人以上いる場合に、オーナー株主のみに無議決権株式を割当ててことは、株主割当てではなく第三者割当てとなる。オーナー株主は、この無議決権株式を、遺言で企業の承継者以外の者に相続させる旨の意思表示をすればよい。ただし、この方法は、割当てを受ける株主に払込みができる資力があることを要する。

第三者割当ての方法で無議決権株式を発行する方法は、次のとおりである。

ア 種類株式の発行を定めるための株主総会の定款変更決議

種類株式を発行するためには、①種類株式の内容（a株主総会において議決権を行使することができる事項、および、b当該種類の株式につき議決権の行使の条件を定めるときは、その条件）、ならびに、②発行可能種類株式総数を定款で定めなけれ

ばならない（会社108②）。

この定款変更の決議は、株主総会の特別決議で行う（会社466）。特別決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3分の1以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない（なお、前掲の決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めている場合には、その定めに従う）（会社309②十一）。

イ 第三者割当てによる募集株式の募集の決議

第三者割当てによる募集株式の募集を行うためには、当該募集事項を、公開会社でない株式会社にあつては株主総会の特別決議（会社309②五）、公開会社にあつては取締役会の決議で定めなければならない（会社199②・201①）。第三者割当てによる募集株式の募集の手続については、920/6頁第5章「第3 第三者割当てによる募集株式の発行」を参照。

会社登記五二

4 登記の手続

(1) 既発行株式の一部を議決権制限株式（無議決権株式）に変更する場合

ア 添付書類

既発行株式の一部を議決権制限株式（無議決権株式）に変更する登記の添付書面は、次のとおりである。

- ① 定款変更をした株主総会議事録（商登46②）
- ② 株主全員の同意を証する書面（商登46①）

既発行株式の一部を議決権制限株式（無議決権株式）に変更するためには、①株式会社と議決権制限株式への変更を希望する株主との合意、および、②当該変更前の内容の株式の株主（株式の内容が変更しない株主）にとどまる者全員の同意が必要になるものと解されている（昭50・4・30民四2249（31）イの（注2）参照）。

- ③ 委任状 代理人によって登記を申請する場合に添付する（商登18）。
- ④ 平成28年10月1日より登記すべき事項につき次の各号に掲げる者全員の同意を要する場合には、申請書に、次のa bに定める事項を証する書面（商登規61②）。
- a 株 主 株主全員の氏名または名称および住所ならびに各株主が有する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類および種類ごとの数を含む。以下同じ。）および議決権の数
- b 種類株主 当該種類株主全員の氏名または名称および住所ならびにその種類株主のそれぞれが有する当該種類の株式の数およびその種類の株式に係る議決権の数
- ⑤ 平成28年10月1日より、登記すべき事項につき株主総会または種類株主総会の決議を要する場合には、申請書に、総株主の議決権の数に対するその有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であつて、次に掲げる人数のうちいずれか少ない人数の株主の氏名または名称および住所、当該株主のそれぞれが有する株式の数および議決権の数ならびに当該株主のそれぞれが有する議決権に係る当該割合を証

する書面を添付する（商登規61③）。

a 10名

b その有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数

会社登記五二

設 例 7**■会社が合併した場合の欠損金の取扱いは**

合併を行ったときの、被合併法人と合併法人の欠損金の取扱いはどのようになりますか。

回 答

合併法人では、通常の事業年度と同様に青色欠損金の繰越控除ができる。そのうえ、その合併が適格合併に該当する場合には、被合併法人の青色欠損金を合併法人に引き継ぐことができる。ただし、その適格合併がグループ企業間で行われたときは欠損金の引継制限を受ける場合があり、その場合には合併法人においても欠損金の繰越控除に制限がある。なお、欠損金を有する法人を買収し、その欠損金を利用する目的で適格合併を行った場合には、欠損金の繰越しまたは合併法人への引継ぎはできない。

1 青色欠損金の繰越控除とは

青色欠損金の繰越控除とは、法人の各事業年度開始の日前9年以内(注1)に開始した事業年度において生じた欠損金額で、既にこの規定の適用を受けて損金の額に算入されたもの、および欠損金の繰戻しによる還付(法税80)の計算の基礎となったものを控除した欠損金額に相当する金額を、その各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する制度をいう(法税57①)。なお、中小法人等に該当しない事業年度の損金算入額は、所得の金額の50%を限度とする(注

2) (法税57①⑩)。

なお、この欠損金の繰越控除制度を利用して、欠損金を有する法人を買収した後に利益が見込まれる事業をその法人に移転すること、その法人を利用した適格合併等を行うこと等による租税回避行為を防止するため、上記の欠損金の繰越控除が不適用とされる定めがある(法税57の2)。

(注1) 平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額については、前9年内事業年度は前10年内事業年度となる(平27法9改正附則27①)。

(注2) 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度における損金算入額は、所得の金額の65%を限度とする(平27法9改正附則27②)。

2 適格合併の場合は原則として引継ぎが可能(後掲設例8参照)

適格合併の場合は、原則として青色欠損金の引継ぎが認められる。すなわち、被合併法人の適格合併の日前9年以内に開始した各事業年度(前9年内事業年度)において生じた青色欠損金額で、既に被合併法人の前9年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの、および欠損金の繰戻しによる還付の計算の基礎となったものを控除した金額(未処理欠損金額)は、合併法人の合併事業年度前の各事業年度に生じた欠損金額とみなして、合併法人の合併事業年度以後の各事業年度において控除できる(法税57②)。

3 欠損金に係る制限

組織再編成が容易なグループ企業間の合併では、欠損金の引継ぎを利用した税負担の軽減だけを目的とした合併が可能なため、欠損金の一部についてその損金算入に制限が設けられている。共同事業

を行うための適格合併では、このような制限がないので原則どおり青色欠損金の引継ぎが可能である。

ただし、次の①および②のいずれにも該当しない場合には、被合併法人と合併法人のそれぞれの欠損金について、下記の制限が設けられている。

- ① その適格合併が「みなし共同事業要件」（後掲設例9参照）に該当する場合
 - ② 合併法人と被合併法人の間に、その適格合併の日の属する事業年度開始の日の5年前の日、被合併法人の設立の日もしくは合併法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して支配関係がある場合
- (1) 被合併法人の欠損金の引継制限（法税57③）（後掲設例10参照）

被合併法人の青色欠損金のうち、次の金額は合併法人への引継ぎが認められない。

- ① 支配関係前の青色欠損金額

被合併法人の支配関係事業年度（被合併法人と合併法人との間に最後に支配関係があることとなった日の属する事業年度）前の各事業年度で、前9年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額

「最後に支配関係があることとなった日」とは、その適格合併の日の直前まで継続して支配関係がある場合のその支配関係があることとなった日をいう（法基通12-1-5）。すなわち、株式の保有割合に変動があり、支配関係が消滅した期間がある場合は、最初に支配関係があることとなった日ではなく、合併の日の直前まで継続して支配関係にある期間の初日をいう。

- ② 支配関係前から有する資産の譲渡等による損失の額

被合併法人の支配関係事業年度以後の各事業年度で、前9年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額のう

ち、被合併法人が支配関係前から有する資産の譲渡等による損失額に相当する金額から成る部分の金額

(2) 合併法人の欠損金の控除制限（法税57④）（後掲設 例12参照）

合併法人の青色欠損金のうち、次の金額は繰越控除が認められない。

① 支配関係前の青色欠損金額

合併法人の支配関係事業年度前の各事業年度で、前9年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額

② 支配関係前から有する資産の譲渡等による損失の額

合併法人の支配関係事業年度以後の各事業年度で、前9年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額のうち、合併法人が支配関係前から有する資産の譲渡等による損失額に相当する金額から成る部分の金額

4 欠損金の制限に係る特例（後掲設 例11参照）

支配関係事業年度の直前期末に有する資産等につき時価評価を行い、これらに時価純資産超過額がある場合は、前記3の制限がない等、時価評価額をもとにして制限を受ける金額を計算できる特例がある（法税令113①④）。

5 買収された欠損等法人の合併（後掲設 例15参照）

欠損金を有する法人が買収される等、特定の者による支配関係を有することとなった後に、その法人と適格合併を行った場合で、その買収が欠損金を利用するための買収と認められるときは、その買収された法人の欠損金の繰越しまたは合併法人への引継ぎは認められない（法税57の2）。